

設立趣旨書

1. 設立趣旨

全国の自治体に対して、国の都市政策においては、コンパクトシティづくりや低炭素まちづくり計画の推進が、温暖化対策としては、温対法に基づく実行計画の策定とその実践が期待されています。また国のエネルギー基本計画が閣議決定されていますが、その実現を推進する観点から、エネルギー政策基本法においては「地方公共団体の責務」が位置付けられており、自治体による地域特性を踏まえた地域エネルギー政策の推進が期待されています。

自治体が取組みを行う場合、街づくりの場と機会の活用を図ることが効果的です。このため、都市計画・街づくり業務の実施にあたり、これまで以上に積極的に低炭素化とエネルギー対策の推進に取り組むことが重要になっています。

本協議会では、自治体による低炭素街づくりとエネルギー対策の一体的推進を図るため、次の目的を掲げて、産官学連携で研究開発、事業開発等を推進して行くことを目指しています。

- ・地域エネルギーデータベースの構築とエネルギー調査・計画手法の確立
- ・街づくりエネルギーマネジメント等自治体、市民、専門家によるパートナーシップの構築
- ・上記に基づく地域特性に応じたエネルギー施策と低炭素社会形成の推進

2. 協議会の名称

本協議会の名称を「街づくりエネルギーマネジメント推進協議会」(愛称:まちエネ協議会)とする。

3. 設立日

2017年7月1日

2017年6月吉日

世話人

一般社団法人 エコまちフォーラム

理事長 村上 公哉

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 本協議会は、街づくりエネルギーマネジメント推進協議会(以下「協議会」という。)という。

(事務所)

第2条 協議会の事務所は、東京都中央区京橋三丁目1番1号に置く。

(目的)

第3条 本協議会は、街づくりとエネルギー施策の一体的な取組みを進め、地域特性に応じたエネルギー施策と低炭素社会形成の推進を図ることを目的に設置する。

(活動内容)

第4条 本協議会は、次の各号に掲げる事項を活動とする。

- (1) シンポジウムやセミナーの開催
- (2) 政策提言
- (3) 街づくりとエネルギー施策の一体的取組に関する自治体支援
- (4) 調査・研究
- (5) その他

第2章 会員等

(協議会の会員)

第5条 協議会の会員は街づくりと地域エネルギー施策の推進に取り組む、自治体、企業、大学・研究機関等とする。

2 創設時の会員は別紙1に掲げるものをもって組織する。

(会員登録)

第6条 会員となる自治体、企業、大学・研究機関等は、別紙2の「街づくりエネルギーマネジメント推進協議会連絡窓口登録フォーム」に必要事項を記入の上、協議会事務局に登録するものとする。登録変更、登録抹消についても同様とする。

第3章 役員等

(役員の定数及び選任)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名

2 前項の役員は、第5条の会員の中から総会において選任するが、設立時の役員は、別紙3に掲げるものとする。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とする。

- 2 辞任又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

第4章 総会

(総会種別等)

第10条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会の議長は、総会において出席会員のうちから選出する。
- 3 通常総会は、毎年1回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員現在数の2分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
 - (2) その他会長が必要と認めたとき。

(総会招集)

第11条 前条第4項第1号の規定により請求があったときは、会長は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の7日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知しなければならない。

(総会議決方法等)

第12条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は、議決に加わる権利を有しない。
- 5 議決権行使は書面、電磁的方法によって行使できる。

第5章 事務局

(事務局)

第13条 総会の決定に基づき協議会の業務を執行するため、一般社団法人 エコまちフォーラム内に事務局を置く。

第6章 会計

(事業年度)

第14条 協議会の事業年度は、毎年7月1日に始まり、翌年6月30日に終わる。

(会費)

第15条 協議会は入会金、年会費を賦課しない。但し、シンポジウム、セミナー、調査・研究等の諸活動において必要となる諸費用については、都度、協議の上、関係者で負担する。

(謝金・礼金)

第16条 協議会は原則として謝金、礼金を支払わない。

(規約の変更)

第17条 この規約を変更する場合には、総会の承認を経るものとする。

第7章 雑則

(細則)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は会長が別に定める。

附 則 1 この規約は、平成29年7月1日から施行する。

【別紙1】

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会会員名簿
(創設時)

- ・一般社団法人 エコまちフォーラム
- ・一般社団法人 ESCO・エネルギーマネジメント推進協議会
- ・一般財団法人 電力中央研究所

【別紙2】

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会事務局 宛

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会連絡窓口登録フォーム

※該当する登録内容に「✓」してください。

新規登録 登録変更 登録抹消

記入年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

① 法人・団体・機関名

登録部門が限定されている場合は、部門(部署)名称まで、ご記入ください。

(例) ○○○市□□□部、○○○株式会社□□□支社△△△部

② 法人・団体・機関名(ふりがな)

③ 連絡窓口ご担当者所属・役職

④ 〒・住所

⑤ ご担当者名

⑥ ご担当者名(ふりがな)

⑦ 電話番号

⑧ メールアドレス

備考欄

連絡先

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会事務局

一般社団法人 エコまちフォーラム 内

〒104-0031 東京都中央区京橋3丁目1番1号 東京スクエアガーデン6階

Tel: 03-5542-1680 Fax: 03-5542-1590 Mail:machiene@machiene.jp

HP:http://www.machiene.jp/

【別紙3】

街づくりエネルギーマネジメント推進協議会役員名簿

- ・会長 村上 公哉(一般社団法人 エコまちフォーラム 理事長)
- ・副会長 高口 洋人(一般社団法人 エコまちフォーラム 副理事長)
- ・副会長 吉田 聡(横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院准教授)